

海洋性レクリエーションと海洋観光



東京海洋大学大学院 准教授 千足 耕一

はじめに

1994年に発効された国連海洋法条約(UNCLOS)¹⁾は、領海および接続水域、国際海峡、群島水域、排他的経済水域、大陸棚、公海、島、閉鎖海および半閉鎖海、内陸国の海洋への出入りの権利、深海底、海洋環境保護・保全、海洋科学調査、海洋科学技術、国際海洋法裁判所の設置などといった海洋法に関する包括的な制度を規定した。これを受け我が国では、2007年に海洋基本法²⁾が制定され、海洋を管理する時代へと変化した。海洋に対して日本人がこれまで以上に目を向ける必要性が法律文書で明確にされてきている中で、海洋観光が注目されるようになってきた。海洋観光の発展は、海洋管理の強化につながるとも考えられるに至っている。

このような中、観光に関する法律が施行されている経緯がある。観光立国推進基本法(2007年施行)³⁾は、「観光」を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけた。観光立国の実現に関する施策の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講ずべきこと等が定められている。

また2008年、エコツーリズム推進法⁴⁾が施行され、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めた。エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発

展の基盤であり、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されることが求められるといった、持続可能なエコツーリズムの推進が明記されている。

観光とは他国・他郷を訪れ、景色・風物・史跡などを見て歩くこと(大辞林、三省堂)とされ、観光の語源は、中国『易経』の「国の光を觀る、もって王に賓たるに利し」という一節に由来する。「観光」の持つ意味の広がりには、より一般的な意味を持つ「旅」の持つ意義についての含意が込められており、ツーリズム(tourism)の持つ意味の広がりを、その広がりの中に内包する関係にあると述べられている(2010、佐竹)⁵⁾。

海洋観光は、「海洋に関わる観光資源及び自然状況並びに海上交通を利用、活用する観光」と定義され(海洋観光の振興に関する検討会、2014)⁶⁾、海洋を活用した観光は、海水浴、海上・海中遊覧、クルーズ、離島観光等、多岐に亘ると説明されている。そして、海洋観光を振興することは、経済の活性化ならびに海洋の管理を強化することに繋がると捉えられている。

海洋性レクリエーションは、海洋観光のコンテンツとして位置づけられると考えられることから、本稿では海洋性レクリエーション及び海洋観光の意義や課題について検討することとする。

海洋性レクリエーションとは

日本における海洋レクリエーションという用語は、財団法人日本地域開発センターが昭和50年に「海

洋レクリエーションの現状と課題」を発刊し、その中で「海洋レクリエーション」という言葉が使われ始めた。続いて、昭和60年に旧運輸省（現在の国土交通省）が第45回「海の記念日」に「海洋性レクリエーションの現状と展望」を発刊した。

海洋大辞典⁷⁾によると、海洋性レクリエーションとは、Costal Recreationの訳語であり、「主に大陸棚から波打ち際までの海域、さらに浜辺沿岸沿いの陸地などで行われている満足を得るための自発的な余暇活動をいう」とされ、海洋や海辺で行われる、身体的活動、心理的リラクゼーション、知的学習であり、余暇の「賢明な利用」「価値ある利用」「創造的な利用」の選択肢の1つであるとも記述されている。畔柳（1997）⁸⁾は、海洋性レクリエーションについて「直接的に海を利用したり、間接的に海を利用して行われるレクリエーション活動を総称して指す」と述べ、「躍動型」「交歓型」「保養型」「休息型」といった活動形態があると説明している。また、海洋性レクリエーション（Costal Recreation）に類似した用語には、水上活動（Aquatics）、水辺諸活動（Water front Activities）、水のスポーツ（Water Sports）、海のスポーツ（Marine Sports）などがある。

レクリエーションやレジャーの意味と意義

レクリエーションは英語のrecreationの訳語であり、「休養・保養・気晴らし」や「改造」といった2通りの意味を有する、主として自由時間に行われる自発的、創造的な人間活動をいう。畔柳（1997）⁸⁾はレクリエーションの概念を整理し、「レクリエーションは、余暇の中で営まれる活動であり、いわゆる遊びの次元から創造的な活動までを含み、自由に選択されて楽しむ行為を伴う活動経験のすべてであり、生活力を創り出す刺激である」としている。

レクリエーションが余暇の中で営まれるという意味では、「余暇」あるいは、その反対概念となる「労働」という用語の本来の意味についても目を向ける必要性がある。ピーパー（1988）⁹⁾は、現在のように

徹底的に組織化された労働管理社会では、余暇の本来の意味に目が向けられることはないと言及し、「われわれは余暇をめあてに働く」とアリストテレスが述べたことは、今日の「私は休暇を楽しみに働いている」というのは意味が全く違うと指摘している。

レクリエーション活動が健全に行えるような施設整備をするうえでの哲学や考え方の体系化および方法論が整備されてこなかった（畔柳、1997）⁸⁾とも指摘されていることから、レクリエーションの定義、意義や考え方について整理しておくことが重要になると考えられる。また、ピーパー（1988）⁹⁾の指摘する、労働に重きを置く労働管理社会での余暇やレクリエーションの意味を労働者一人ひとりが再検討する必要があるように思われる。その過程で、現在の我が国に見られるような、仕事に対する自己隷従、働きすぎによる過労死が社会的問題となっている状況を少しでも改善・解消することや、将来の幸せのために今は我慢して頑張るといった将来中心主義のような日本人に特徴的な価値志向を是正することによって、人生における本当の意味での余暇を追求していく必要がある。

海洋観光の振興とその課題

「海洋に関わる観光資源及び自然状況並びに海上交通を利用、活用する」と定義される海洋観光の振興を考える際に、海洋に関わる観光資源の特性を把握し、水辺の環境を整えることが必要である。近年における外国人観光客増加への様々な対応、施設のバリアフリー化、観光地のアメニティ向上、地域や受け入れ施設等でのホスピタリティ向上など、観光客を受け入れるために求められる、あるいは地域が改善すべき課題が山積みされている。また、エコツーリズム推進法に示されるような持続可能な観光を考える必要があり、自然・環境との調和やオーバーユースを避けることを含めた受け入れ態勢および観光プログラムの構築が求められる。

このような課題を念頭に置きつつ、自然・人材・文

化(食や芸術・スポーツなど)といった地域の資源を再確認するとともに、地域の魅力を掘り起こす作業を行っていくべきであろう。このことを通じて地域の人々や組織がつながる仕組みを構築し、ひいては地域全体が元気になることが持続されるよう配慮しなければならない。それは以下に述べるような一時的な経済的価値だけに重きを置くことによる失敗例が示唆していると思われる。

例えば、現在において、海女という生業は、後継者不足や高齢化が進み、衰退の一途を辿っており、海女文化を守ろうと意図する海女の文化遺産化が唱えられるに至っている。海女の観光化にまつわる歴史を振り返ってみると、例えば千葉県の御宿において海女を観光資源として取り扱ったことによる海女文化の衰退といった事例を認めることができる。「海女文化」を守る為には、観光商品としての「遺産」ではなく、既存の経済的・社会的な力学では測れない、あるいは測れない「価値」から海女を位置づけ直さなければいけないという小暮(2014)¹⁰⁾の指摘を念頭に置きたい。つまり、一時の経済的・社会的な価値や力学だけに重きを置くことなく、本質的な価値の追求を行っていく必要があると考えられる。

また、リゾート産業の振興と国民経済の均衡的発展を促進するため、多様な余暇活動が楽しめる場を、民間事業者の活用に重点をおいて総合的に整備することを目指し、1987年に制定された総合保養地域整備法¹¹⁾は、全国42の基本構想の施設整備進捗率が25%にも達せず、経営主体の行き詰まり・倒産が相次ぎ、全国に環境破壊と地域破壊の爪痕を残しているといった指摘がある。この事例に学び、各地域の身の丈にあった観光振興を目指すことも重要な視点となるのではないだろうか。

海面利用に関する課題

海洋性レクリエーションにおける課題として、その活動の場となる海面(水面)利用の問題について考

える必要がある。海面の利用に関して、「海は、古来より自然の状態のまま一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、国の公法的支配管理に服し、特定人による排他的支配の許されないもの」と判示した田原湾干潟訴訟判決(昭和61.12.16判決)¹²⁾において公共用水面に所有権は設定できないとされている。しかしながら、海は公共用物であって排他的支配権である土地所有権の設定は許されないとしているものの、支配権ではない権利の設定についてはこれを否定していない。そのような意味での漁業権や入漁権といった、海を利用する権利が法律で定められている。一方で、レクリエーションとして海面を利用する人々に対する、例えて言うならば「レクリエーション権」のような海面を利用する権利は法律では定められていないのが現状である。

公共の海面(水面)を利用する海洋性レクリエーションの多様化やマリンスポーツ実施人口の増加により、マリンスポーツ実施者同士のトラブルやマリンスポーツ実施者と漁業者とのトラブルの発生が懸念されはじめ、例えば神奈川県では1988年に海面利用のガイドラインというべき「海・浜の秩序ある利用計画」を公表した¹³⁾。その後、各自治体では、「海・浜の利用調整ルールづくり委員会」を設置するなどして、海・浜(一部河川も含む)を利用する誰もが、安全かつ安心して楽しめるようにルールが策定されるに至っている。現在では、地域行政の水産課や観光課といった部署が、海上保安署、警察署、県、消防署などの官公庁や、漁業組合、ライフセービングクラブ、各マリンスポーツの連盟、協会、ショップなどにも協力を得て、「海・浜のルールブック」を作成・発行している事例がある。その内容は、届出事項、遵守事項、注意事項、禁止事項の他、県の条例や漁業法などである。

また、神奈川県水産庁は、1970年に水産庁の通達により遊漁協議会を設置した。その後、マリンスポーツの発展や海の利用者の多様化、水産庁の通

達を受け、海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、神奈川県遊漁・海面利用協議会を設置した。現在では、漁業者、遊漁者、遊漁船業者、海洋性レクリエーション実施者、海上保安部、学識経験者等の委員により協議会が構成され、会議が行われている。

葛木ら(2013)¹⁴⁾の調査によると、海面利用ルールは利用者に十分に浸透していないため、海面利用ルールが遵守されていないということが指摘されている。また、海面を利用する人々においては、海面利用時に起こるトラブルを無くすことは困難と考えられており、海面利用者のマナーの改善を求める人も多いとの調査結果がある。海面利用時のトラブルに目を向けると、活動範囲が重なる利用者同士はトラブルを起こしやすいと指摘されている。また、地元の利用者と地元以外から来る利用者との間でのトラブルが多いことや、行政を主体とした海面利用協議会および市のルール委員会の開催が少ないことも課題として挙げられている。

以上のような、海面(水面)利用に関する問題点が残されている現状があり、それらを解決していく努力が、国・地方公共団体をはじめ、海に関わる諸団体に求められている。

海洋に関する教育の充実

平成26年(2014年)6月、海洋観光の振興に関する検討会は、「海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ」⁶⁾の中で海洋観光施策体系図を示し、経済の活性化(“地域振興”)と“国・地域のブランド力・競争力の強化”)および海洋の管理(“我が国海洋の適切な管理”)と“我が国海洋の周知・啓発”)の2本の柱を掲げている。その中で“我が国海洋の周知・啓発”が必要と考えられており、その施策に“海洋に関する教育の充実の必要性”が記されている。若者の海離れや海が果たしてきた役割を十分に認識していないのではないかとといった懸念から、海に

関する体験活動の場の創出や、教育旅行等の取り組みを推進する方向性が示されている。

海洋に関する教育は“海の文化”を伝えるといった言葉に置き換えることができると考えられ、そのためには、様々なレベルでの取り組みが必要であろう。広く大勢の人々に伝えることのできる、映像・展示、イベントや書籍をはじめ、より深く伝えるためのセミナーやシンポジウムの開催、体験教育やエコツアーの実施といった様々なアプローチが求められる。財団法人新技術振興渡辺記念会による、海洋リテラシーの普及を図るための調査研究・研究報告書¹⁵⁾のなかで、乙部は海洋リテラシーに関するアンケートを概観し、「海への関心を示したきっかけは、小学校前後に海水浴などで海に出かけたことがあげられたこと」、「海の知識を得る方法では、テレビ、水族館、本、新聞、授業があったこと」が特徴であると述べている。このような意味では、幼少期からの体験や教育が重要であることも指摘できる。

先にも掲げられている、教育旅行を推進する際の課題についても述べておきたい。教育旅行は、単に観光をするだけにとどまらず、近年では“体験”をキーワードとして、より本物志向が高まっていると言われている。教育的な効果をより確実なものとするためには、旅行期間中の体験前後における学校での取り組み、つまり、ホームルームや教科の学習、総合的な学習の時間等を活用した、つながりのある学習を目指していくことが重要となると考えられる。例えば、マリンスポーツ体験の前に水の安全に関する学習を行ったり、プール等を活用して安全に対する認識や実践能力を高めたりして旅行に臨み、旅行から戻ってきてから体験を振り返る時間を設けるなどの工夫が必要である。

同時に、過去の失敗事例に学ぶ必要があろう。教育旅行における“目的”をはっきりとさせておくことが非常に重要であり、単にプログラムを消化するといったような消極的で曖昧な姿勢が事故等につながるがあると肝に銘じておきたい。例えば、修

学旅行中の海水浴で溺死した事例¹⁶⁾やカヌー実習中に転覆事故で溺死者が発生した事例¹⁷⁾など、安全面での十分な配慮が行き届かなかった事例が多く報告されている。教育旅行を引率する立場である教師が、過去の事故事例等から得られた教訓を生かし、事前学習等を通じて学びを深めるとともに、参加者と共に教育旅行に対する目的意識を高めておくことは極めて重要であると考えられる。

おわりに

本稿では、海洋性レクリエーションと海洋観光の課題に関連して、“海洋性レクリエーションとは”、“レクリエーションやレジャーの意味と意義”、“海洋観光の振興とその課題”、“海面利用に関する課題”、“海洋に関する教育の充実”といった側面から考察し課題を示した。私たちの直面する海にまつわる課題が増加している今日、海に目を向け、海と親しみ、海との正しい付き合い方を学ぶことこそが、これからの日本人の課題でもある。そのためのツールとして、海洋性レクリエーションが用いられ、海洋観光を振興することにつながることを期待したい。

<参考・引用文献>

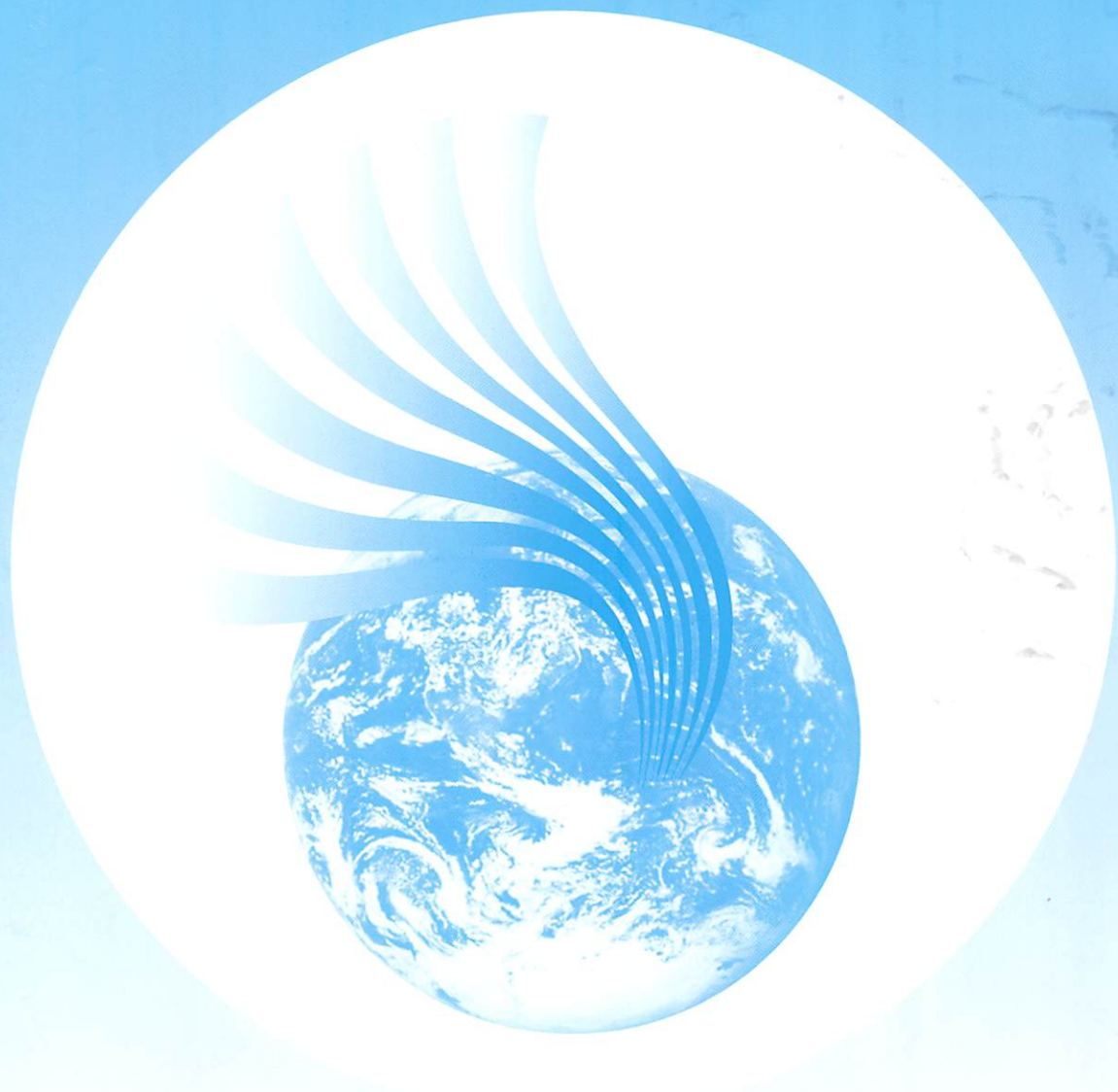
- 1) 国連海洋法条約 http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/contents.htm (参照 2015年3月5日)
- 2) 海洋基本法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO033.html> (参照 2015年3月5日)
- 3) 観光立国推進基本法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO117.html> (参照 2015年3月5日)
- 4) エコツーリズム推進法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO105.html> (参照 2015年3月5日)
- 5) 佐竹真一 (2010) ツーリズムと観光の定義—その語源的考察、および、初期の使用例から得られる教訓—Journal of Osaka University of

Tourism 開学10周年記念号10, 89-98.

- 6) 海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ <http://www.mlit.go.jp/common/001044651.pdf#search=6%29+%E6%B5%B7%E6%B4%8B%E8%A6%B3%E5%85%89%E3%81%AE%E6%8C%AF%E8%88%88%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%A6%E3%81%AE%E6%9C%80%E7%B5%82%E3%81%A8%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%A8%E3%82%81>(参照 2015年3月5日)
- 7) 海洋大辞典 (1987) 東京堂出版, 東京.
- 8) 畔柳昭雄 (1997) 海洋性レクリエーション施設計画とデザイン, 技報堂出版, 東京.
- 9) ヨゼフ・ピーパー/稲垣良典訳 (1988) 余暇と祝祭, 講談社学術文庫, 東京.
- 10) 小暮修三 (2014) 観光〈海女〉の系譜:海女の文化遺産化を巡る社会的アプローチ, 海洋人間学雑誌, 第3巻第2号, p48.
- 11) 総合保養地域整備法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S62/S62HO071.html> (参照 2015年3月5日)
- 12) 田原湾干潟訴訟判決, 最高裁判所昭和61年12月16日判決, 最高裁民事裁判例集40 (7):1236.
- 13) 内山俊治 (1996) マリンスポーツの視点から相模湾における海面利用秩序の形成に向けて(地域主体のルールによる自主的な安全管理体制づくり), 日本水産学会誌, 62 (5):820-821.
- 14) 葛木開, 千足耕一, 奥本尚志 (2013) 海で活動する人々を対象とした海面利用に関する調査, 2013 International Conference of Sport, Leisure and Hospitality Management.
- 15) 角皆静男 (2009) 我が国における海洋リテラシーの普及を図るための調査研究 研究報告書、特定非営利活動法人 海ロマン21.
- 16) 体育・スポーツ事故研究会編集 (2013) 高等学校の修学旅行中、男子生徒が海難事故で死亡,

体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集：
939-978, ぎょうせい, 東京.

- 17) 体育・スポーツ事故研究会編集(2013) 高校カ
ヌー実習中、女子生徒が転覆事故で溺死, 体育・
スポーツ事故責任安全対策質疑応答集:1379.
3-8, ぎょうせい, 東京.



沿岸域学会誌

Journal of Coastal Zone Studies

特集「沿岸域の新たな利用と海洋観光」

2015
Vol.27 No. **4**

「海に囲まれた日本にとっての沿岸域は、私達の価値ある空間。地球環境の保全とともに
多様な環境を持つ沿岸域の持続的・発展的な将来性をデザインメッセージとした。」

表紙デザイン：東 恵子（東海大学 海洋学部 環境社会学科教授）